遺族一時金の年金化など
援護法の一部改正

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部が改正されました。

平病死亡（公務以外）による遺族年金等の支給範囲が八月一日から拡大されました。本邦等での公務傷病により特例障害年金（第一款症↓第五款症）を受けていた旧軍人、軍属、準軍属が特例傷害年金にかかる傷病以外の傷病で死亡（平病死亡）した場合、その遺族に遺族年金等（九万円）が支給されます。

遺族一時金が十一月一日から年金化されました。公務または業務と相当因果関係にある疾病の併発病により死亡、あるいは戦地勤務の影響により死亡した旧軍人、軍属、準軍属の遺族に支給されていた遺族一時金が廃止され、遺族年金等（九万円）が支給されます。

無利子の国債が支給されます。請求期日は、昭和五十二年十月一日から五十五年九月三十日までの三年間です。

改正点は、昭和五十一年の遺族援護法の一部改正で、再婚解消等の期限が延長（昭和二十七年四月二十九日までが二十八年七月三十一日に延長）されたことにより昨年の七月一日から戦没者の妻として遺族年金等を受けている方に特別給付金が支給になります。

× × ×

詳しいことは福祉事務所に、お尋ねください。

戦没者等の遺族の皆さんへ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部が十月一日から改正され、額面二十万円、十年償還、無利子の国債が支給されます。請求期日は、昭和五十二年十月一日から五十五年九月三十日までの三年間です。

改正点は、①満州事変で死亡した軍人の遺族に特別弔慰金が支給されます。満州事変間（昭和六年九月十八日↓十二年七月六日）の公務傷病で死亡した軍人の遺族で、昭和五十年三月三十一日までに公務扶助料等を受けていた方が死亡するなど、公務扶助料等の受給権をすべて失った場合、ほかの遺族に特別弔慰金が支給されます。

②転給遺族の支給範囲が広がりました。特別弔慰金の支給対象者である配偶者（婚姻により氏を変えた方を除く）または、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹までの血族が、昭和五十年四月一日現在いない場合は、三親等内の親族（姻族を含む）に特別弔慰金が支給されます。

戦没者の妻の皆さんへ

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部が十月一日から改正され、額面二十万円、十年償還、無利子の国債が支給されます。請求期日は、昭和五十二年十月一日から五十五年九月三十日までの三年間です。

改正点は、昭和五十一年の遺族援護法の一部改正で、再婚解消等の期限が延長（昭和二十七年四月二十九日までが二十八年七月三十一日に延長）されたことにより昨年の七月一日から戦没者の妻として遺族年金等を受けている方に特別給付金が支給になります。

× × ×

詳しいことは福祉事務所に、お尋ねください。

心配ごと相談

▼九日（金）＝清滝公民館
▼十六日（金）＝福祉事務所前あゆみ館　人権・行政合同

お気軽にご相談ください。時間はいずれも、午前十時から午後三時です。なお、今月は小来川公民館での相談は休みます。

年金をお受けの方へ

厚生年金や国民年金を、お受けになっている方にお知らせします。年金の支払い日ごとに、自動的に出し入れ自由な通常預金として、お預りする「振替預入」の制度です。

この「振替預入」の手続きをしますと、年金の支払い日が早くなります。厚生年金は十一日が四日に、国民年金は十四日が九日になります。手続きは簡単です。印鑑と年金証書と貯金通帳をお持ちのうえ、郵便局の窓口へおいでください。

〔日光郵便局〕

消防設備士の講習会

消防用設備等の工事と整備に関する講習会を開きます。この講習は、消防設備士免状を受けた日から二年以内に、また受講後は、その講習会を受けた日から五年以内ごとに、講習を受けなければなりません。

▼日時　一月十九日↓二十七日　▼場所　栃木会館・県商工会館　▼講習区分　第一種↓第五種　▼受付　十二月一日↓二十日までに県消防防災課へ。詳しいことは消防署へお尋ねください。

〔栃木県消防防災課〕

給与所得者と年末調整

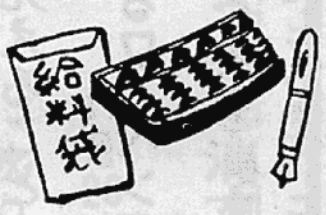

十二月は給与所得者にとって年末調整の月です。給与所得者は、毎月の給料から所得税を差し引かれていますが、この税額は、月々の給料について計算されたものです。そこで一年分の所得に対する税額を正しく計算するため、ことし最後の給与の支払いを受けるとき、扶養親族の増減や生命・損害保険料（本人が会社の会計に申告する）住宅取得控除などがいっしょに精算され、一年間の納税が完了することになります。

〔鹿沼税務署〕